

点数の変更について

検査名		現行	令和3年 12月31日から
SARS-CoV-2 抗原検出	(定性)	600点	300点
	(定量)		500点
SARS-CoV-2 核酸検出	(外部委託)	1,800点	1,350点
	(それ以外)	1,350点	700点
SARS-CoV-2・ インフルエンザウイルス 抗原同時検出	(定性)	600点	420点
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出	(外部委託)	1,800点	1,350点
	(それ以外)	1,350点	700点

1. 検査料の変更（令和3年12月31日から適用）

◆検査料の点数の引き下げ

令和3年12月31日から、新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数が引き下げとなります。

12月の診療は①30日まで②31日、2種類の検査料が混在しますので、31日に診療を行う医療機関はご注意ください。

◆SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出について

令和4年4月1日に再度見直しが予定されています。確定次第ご連絡いたします。

※準用点数の変更については本稿では省略します。詳細は令和3年12月10日発出の「検査料の点数の取扱いについて」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000866519.pdf>



検査の留意点

抗原検査が定量、定性に区分されました。

1回目の検査で陰性だった患者になお強く新型コロナを疑った場合については、2回目の検査についても算定が可能ですが、1回目と2回目は共通の検査を行う必要があります。

(例1)

1回目 SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)

2回目 SARS-CoV-2 抗原検出 (定性) ○

(例2)

1回目 SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)

2回目 SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) ✕